

意見公募要領

1 意見公募対象

次期個人番号カードタスクフォース中間とりまとめ骨子

2 意見公募の趣旨・目的・背景

デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023年6月閣議決定）に記載された次期個人番号カードの検討を行い、中間とりまとめ骨子を作成しましたので、以下のとおり意見を募集します。

3 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

4 意見の提出方法・提出先

電子政府の総合窓口「e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)」の意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

※1 提出意見は必ず日本語で記入してください。

※2 応募締め切り直前はアクセス集中による一時的な接続障害等の不具合が発生する可能性もあるため、期限に余裕をもって提出してください。いかなる理由があっても、原則として受付期間を過ぎての意見提出は認められません（大規模なシステム障害等、e-Gov側に明らかな要因があった場合等を除く）。

5 意見提出期間

令和5年11月27日（月）から令和5年12月8日（金）まで

6 留意事項

- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱いません。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示すること

があります。あらかじめ御了承ください。

- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。